



島根県報

平成21年12月11日（金）

号外 第 215 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第84号）

1 規則の概要

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

平成21年12月15日から施行することとした。

規**則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第84号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項第5号部長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第36条第3項の規定により、所有権の移転等についての調停案を作成し、及び同条第4項の規定により、調停案の受諾を勧告すること。
- (2) 法第38条第1項の規定により、公告及び通知をすること。
- (3) 法第39条第1項（法第43条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、裁定をすること。
- (4) 法第40条第1項の規定により、法第39条第1項の裁定をした旨の通知及び公告をすること（裁定の内容が変更されたときを含む。）。
- (5) 法第43条第3項の規定により、同条第1項の裁定をした旨の通知及び公告をすること（裁定の内容が変更されたときを含む。）。

別表第3農林水産部の表農業経営課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄の(1)中「第81条」を「第48条」に改める。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第15条の2第7項の規定により、開発行為について、国又は地方公共団体と協議すること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第3条第1項」を「第3条第1項又は第3項」に改め、同欄の(4)中「第83条の2」を「第51条第1項」に、「違反転用をした者」を「違反転用者等」に、「必要な措置をとるべき」を「原状回復等の措置を講ずべき」に改め、同欄中(4)を(8)とし、同欄の(3)中「権利移動の許可をする」を「権利の設定又は移転を許可する」に改め、同欄中(3)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 法第5条第4項の規定により、農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得について、国又は都道府県と協議すること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄中(2)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

- (5) 法第4条第5項の規定により、農地の転用について、国又は都道府県と協議すること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄中(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第3条の2第1項の規定により、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- (3) 法第3条の2第2項の規定により、法第3条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消すこと。

附 則

この規則は、平成21年12月15日から施行する。